

東京国際空港（羽田）P4 平面駐車場立体化工事に関する
一般競争入札参加希望者募集のお知らせ

平成 20 年 4 月 28 日

日本空港ビルデング株式会社
代表取締役社長 鷹城 勲

今般、当社におきまして、「東京国際空港（羽田）P4 平面駐車場立体化工事」の発注を予定しており、この事業を実施して頂く方を「大型公共事業への参入機会等に関する我が国政府の追加的措置について」（1991 年 7 月閣議了解）の枠組みに則り、一般競争入札方式（総合評価落札方式による設計・施工一括発注）により決定いたします。

つきましては、この一般競争入札に参加希望される方を下記により募集いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 事業概要

- (1) 事業名 東京国際空港（羽田）P4 平面駐車場立体化工事
- (2) 事業場所 東京都大田区羽田空港三丁目 第 2 旅客ターミナル地区
- (3) 事業内容
東京国際空港（羽田）P4 平面駐車場立体化工事（以下「本事業」という。）の設計及び工事を主な事業内容とする。
- (4) 事業概要 要求水準書参照
 - 3 ①施設 本格立体駐車場（自走式）収容台数 1,600 台程度
連絡通路（連絡橋） 第 2 旅客ターミナルビル接続
連絡通路 既存簡易立体駐車場接続
その他、必要付帯施設
外構（造園共）
 - ②用途 空港利用者用本格立体駐車場
- (5) 工事内容 要求水準書参照
各工事とも新築工事一式（建築・設備一括請負）
 - ①本格立体駐車場新築工事一式
 - ・ 建築工事
 - ・ 電気設備工事
 - ・ 空気調和・換気設備工事
 - ・ 給排水衛生・消火設備工事
 - ・ 昇降機設備工事（空調設備含む）
 - ・ 駐車管制装置設備工事
 - ・ 地中障害物撤去工事
 - ②連絡通路新築工事一式

- ・建築工事
- ・電気設備工事
- ・空気調和・換気設備工事
- ③その他、必要付帯施設工事一式
 - ・建築工事
 - ・他工事
- ④外構工事一式
 - ・外構工事（造園工事含む）
 - ・設備工事
 - ・撤去工事
- (6) 事業期間 事業契約締結日の翌日から平成22年8月末日を予定
但し、周辺工事との兼合いにより変更になる可能性があります。
- (7) 発注者 日本空港ビルデング株式会社
- (8) 技術アドバイザー 株式会社三菱地所設計、株式会社梓設計
- (9) 総合評価審査委員 日本空港ビルデング株式会社、株式会社三菱地所設計、株式会社梓設計、株式会社松田平田設計
- (10) 本事業は、事業の目的物の設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式による事業です。
- (11) 本事業は、入札時に設計の考え方及び施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式です。
- (12) 本事業は、資料提出、入札を紙入札方式により行う。
- (13) 本事業は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事です。

2. 入札参加応募者に共通の応募資格

- (1) 本事業の入札に応募する者（以下「応募者」という。）は、本事業を実施することを予定する単独企業又は複数の企業で構成されたグループ（以下「応募グループ」という。）とし、グループで応募する場合は応募手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。
- (2) 応募グループは、構成員のそれぞれが、設計及び施工のいずれの業務に携わるかを明らかにする。なお、応募グループの構成員のうち1者が複数の業務を兼ねて実施すること。また、応募グループの構成員の間で各業務を分担することは差し支えない。
- (3) 応募グループの構成員の変更は認めない。但し、応募グループの構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議するものとし（第二次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間を除く。）、発注者とその事情を検討のうえ当該変更を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続きの開始の申立てがなされていない

い者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること。

- (5) 単独企業並びに応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員でないこと、また、単独企業並びに応募グループの構成員のいずれかと資本関係もしくは人事関係のある者でないこと。
- (6) 発注者が本事業に関する検討を委託した建築コンサルタント会社又はこれらの者と資本面もしくは人事面において関係のある者でないこと。
- (7) 総合評価審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

3. 設計企業の応募資格

1. (3) に規定された事業内容を実施する入札の応募者（以下「設計企業」という。）は、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 次に掲げる資格を満たしている単体の企業又は設計共同体であること。
 - ① 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
 - ② 本事業の設計に関する業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの設計企業においても①を満たしている者であること。
- (2) 管理技術者及び主たる分担業務分野^{※1}（建築及び構造）の主任担当技術者は、一級建築士であること。また、主たる分担業務分野（電気・機械）の主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。
- (3) 管理技術者及び主たる分担業務分野（建築）の主任担当技術者は、設計企業が単体の企業である場合は当該企業と、設計共同企業体である場合は設計共同企業体の代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者はそれぞれ1名であること。
- (5) 管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- (6) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（建築、構造、電気、機械、積算）は、本業務で担当する分担業務分野において、平成20年1月1日迄に、次に掲げる同種又は類似業務に携わった実績があること。なお、海外の実績についても条件をみたしていれば実績として認めるものとする。
 - ① 共通
施設の建設工事の完成及び引渡し完了したものであって、基本設計及び実施設計に携わったもの。
 - ② 管理技術者、各分担業務の主任担当技術者
 - (ア) 建物用途：立体駐車場又は類似施設（駐車場面積が過半を超える施設をいう。）
 - (イ) 建物規模：延床面積 30,000 m²以上。なお、複合用途建築物の場合の延床面積は、(ア)の用途に係わる部分はその建物の過半を占めている場合に

は建物全体を指すものとする。

(ウ) 階 数：地上4階以上

- (7) 主たる分担業務分野（建築）を再委託しないこと。
- (8) 設計企業又は業務の一部を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタント（以下「協力事務所」という。）は、他の応募グループの設計企業の協力事務所となっていないこと。
- (9) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者については、技術提案書提出後から実施設計完了までの間、やむを得ない場合の外は、原則として変更を認めない。

注：※1 分担業務分野の分類は下表による。なお、入札参加者において、これ以外に建築物の視覚的要素のデザインその他の独立した専門分野に追加することは差し支えないが、その場合は当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わない。

なお、下記の分担業務を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建 築	昭和54年建設省告示第1206号における別表第2 1設計における(1)、(2)
構 造	同上(3)、(4)
電 気	同上(5)、(6)
機 械	同上(7)～(10)
積 算	同上(1)～(4)

4. 建設企業の応募資格

1. (3)に規定された事業内容を実施する入札の応募者（以下「建設企業」という。）は、次のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 単独の企業又は特定建設共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体の結成方法は自主結成とし、共同企業体の構成員の数は2者以上3者以内であること。また、代表者は施工能力が最大かつ出資比率が構成員中最も高いものとする。
- (2) 共同企業体を結成する場合は、構成員の数が2者の場合は、すべての構成員が10分の3以上、構成員の数が3者の場合は、すべての構成員が10分の2以上の出資比率とすること。
- (3) 単独の企業又は共同企業体の代表者は次に掲げる条件を満たすこと。（平成20年1月1日現在）
 - ① 元請けとして完成・引渡し完了した、(ア)から(イ)に示す工事において、共同企業体の代表者または構成員として建築工事元請の施工実績（施工中を含む）を有すること。ただし、共同企業体の代表者または構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限る。
 - (ア) 供用中の空港構内における鉄骨造、RC造又はSRC造の4階以上で、延床面積

が 30,000 m²以上の新築又は増築工事（工区分割にて施工の場合は全体工区が 30,000 m²以上とする。）

(イ) 供用中の道路上における空中連絡通路工事又は鋼橋梁工事。

② 建設業法第27条の23項の規定に基づく建築一式工事の経営事項審査による総合評点が 1,200 点^{※2}以上であること。

③ 建設企業は次に掲げる条件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(ア) 1級建築施工管理技士又は一級建築士の免許を有し、免許取得後5年以上の経験を有する者。

(イ) 供用中の空港構内における鉄骨造、RC造又はSRC造の4階以上で、延床面積が 30,000 m²以上の新築又は増築工事の施工経験を有する者。（工区分割にて施工の場合は全体工区が 30,000 m²以上とする。）

(ウ) 監理技術者にあつては、建設業法による監理技術者資格証書を有する者。

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員は次に掲げる条件を満たすこと。（平成20年1月1日現在）

① 空港構内における延床面積が 10,000 m²以上の新築又は増築工事において、共同企業体の代表者または構成員としての施工実績（施工中を含む）を有すること。（工区分割にて施工の場合は全体工区が 10,000 m²以上とする。）

② 建設業法第27条の23項の規定に基づく建築一式工事の経営事項審査による総合評点が 1,000 点^{※2}以上であること。

(5) 監理技術者については、技術提案書提出後から実施設計完了までの間、やむを得ない場合の外は、原則として変更を認めない。

※2 総合評点は平成20年4月1日建設業法施行規則等の改正前のものとする

5. 応募方法

(1) 一般競争入札参加応募書類等の入手方法

一般競争入札参加応募書類等につきましては、下記(7)当社窓口において、1部1,000円で配布いたします。

(2) 交付及び受付期間

平成20年4月28日（月）午前9時から応募書類の提出期限まで。

平日：午前9時～12時、午後1時～4時

なお、土、日、祝祭日は取り扱いいたしません。

(3) 応募手続きに用いる言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）

(4) 入札参加表明・第一次審査に関する資料の提出期限、場所及び方法

平成20年4月28日（月）午前9時から平成20年5月16日（金）午後4時まで。

資料提出は、下記(7)へ持参にて行うものとします。

(5) 関係法規

日本国内の関係法規、条例

(6) 応募費用

応募のために要した費用は、一般競争入札参加応募者の負担とします。

(7) 担当窓口

日本空港ビルデング株式会社

不動産管理部 計画課

〒144-0041 東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル5階

電子メール fudosan@jat-co.com

ホームページ <http://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/>

TEL 03-5757-8210

Fax 03-5757-8235

6. 調達概要説明会

(1) 日時

平成20年5月9日(金) 午後1時30分から(午後1時受付開始)

(2) 場所

東京国際空港(羽田)第1旅客ターミナルビル6階「ギャラクシーホール」

TEL 03-5757-8181

(3) 参加申し込み

「東京国際空港(羽田)P4平面駐車場立体化工事調達概要説明会に参加希望」と明記し、希望の内容(元請け、下請け、資機材供給の別)、出席人数を記入の上、平成20年5月2日(金)までに、前述の5-(7)に記載の当社窓口まで、電子メールにて申し込みをしてください。なお、会場の都合により1社2名以内でお願いいたします。

また、会場での書類の販売はいたしませんので、あらかじめご用意ください。

(4) 意見表明の方法

意見または質疑については、説明会場にてお受けいたします。なお、意見の採用の可否は当社が決定いたします。

7. 一般競争入札参加者の選定方法及び通知方法等

(1) 選定方法

2. 3. 4. に示す応募資格の各条件をすべて満たしている方を、一般競争入札参加者として選定します。

(2) 通知並びに公表の時期及び方法

一般競争入札参加者として選定された方につきましては、平成20年5月28日(水)頃、当社から「一般競争入札参加通知書」を送付するとともに、日刊業界3紙(日刊建設工業新聞、日刊建設通信新聞、日刊建設産業新聞)及び当社インターネットホームページに公表いたします。

なお、一般競争入札参加者として選定されなかった方への通知はいたしませんので、予めご了承ください。

また、応募された方から提出された応募書類の返却はいたしません。

8. 失格条件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があるもの。
- (2) 提出期限内に提出されなかったもの。
- (3) 選定結果に影響を与えるような工作がおこなわれたもの。
- (4) 所定の方法以外で、関係者に直接、間接問わず質疑し、もしくは指導を求めるもの。

但し、応募書類に関する質疑については、応募書類に添付した質疑書をもって行うこととします。

なお、当社では調達手続きにおいて不透明な働きかけや不正な手続きが認められた場合、厳しくこれを排除するべく必要な措置を講じます。

9. Summary

- (1) Subject matter of the contract

Design work and construction of P4 parking lot

- (2) Application Period

From: April 28, 2008 (Mon) 9:00 A.M.

To : May 16, 2008 (Fri) 4:00 P.M.

- (3) Location of Issuance and Acceptance of Application Form

Facility Management Division

Japan Airport Terminal Co.,Ltd.

3-2, Haneda Airport 3-Chome, Ohta-ku, Tokyo 144-0041, Japan

E-mail fudosan@jat-co.com

HP <http://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/>

TEL +81-3-5757-8210

FAX +81-3-5757-8235